

仙台市郊外住宅地・西部地区まちづくりプロジェクト補助金交付要綱 別表

目次

補助メニュー	ページ
1. 郊外住宅地まちづくりプロジェクト実践事業	2
2. 西部地区まちづくりプロジェクト実践事業	4
3. 郊外住宅地まちづくりプロジェクト調査・検証事業	6
4. 西部地区まちづくりプロジェクト調査・検証事業	7

1	郊外住宅地まちづくりプロジェクト実践事業	<p>第1 制度趣旨 人口減少や超高齢化社会の到来を見据え、同時期に移り住んだ住民の高齢化が地域全体で進行する郊外住宅地の特徴を踏まえ、顕在化している問題又は顕在化が懸念される問題に対し、民間事業のノウハウの活用、新技術の導入など、新たな発想をもって地域の抱える問題の解決を図り、まちの持続性確保に資する実践的な取り組みを補助する。</p> <p>第2 補助対象者 本市の区域内に住所を有する者により構成される次のいずれかの団体又はこれらの団体を構成員に含む共同事業体 (1) 町内会等の地域団体 (2) NPO等の市民活動団体 (3) 民間事業者（企業や営利を目的とする団体含む） (4) 大学等の教育機関 (5) 上記以外の民間事業主体 ※いずれも5名以上で組織されること</p> <p>第3 補助対象事業 本市の特定の郊外住宅地を対象地域として行う「第1 制度趣旨」に適合する事業とする。ただし、次のいずれかに該当する場合は対象外とする。 (1) 特定の個人や個別団体のみが利益を受けるもの (2) 一時的なイベントなど、特定の期間にのみ行われるもの (3) 補助終了後において、事業の自立的継続性が期待できないもの (4) 公序良俗に反するもの (5) 法令、条例等に違反するもの</p> <p>第4 補助対象経費 具体的な対象経費の例は、以下のとおりとする。 (1) 事業設備・備品経費 (2) 広報・PR経費、プロモーション経費 (3) 既存施設改修等の事業拠点整備経費</p> <p>第5 経常的に必要となる経費に対する補助対象経費の上限 経常的に必要となる以下の経費については、当該経費が計上される1年度目はその全額を、2年度目は計上される当該経費の額に10分の8を乗じた額を、3年度目は計上される当該経費の額に10分の5を乗じた額を、それぞれ補助対象経費の上限とする。 なお、上記の上限の額に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。 (1) 事業運営のために経常的に必要となる人件費 (2) 事業実施のために継続して発生する拠点施設や事務所に係る土地建物の賃借料</p> <p>第6 補助対象としない経費 本補助金においては、以下の経費については、補助対象としない。 (1) 特定の個人や個別団体に対する給付経費及びそれに類するもの (2) 施設や設備の整備、備品購入自体を主目的とするもの (3) 団体内部の打合せでの飲食費 (4) その他事業に直接かかわらない経費</p>
---	----------------------	---

第7 補助金の額

補助対象経費の合計額の4分の3以内の額とし、一事業あたりの補助金の上限額（事業期間が複数年度にわたる場合を含む。以下同じ。）は、3,000万円とする。ただし、国、本市以外の地方公共団体又は外郭団体など他の補助制度の補助が受けられる場合には、補助対象経費から当該補助の額を控除して得た額の2分の1以内の額とする。

なお、上記の補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。

2	西部地区まちづくりプロジェクト実践事業	<p>第1 制度趣旨 人口減少や超高齢化社会の到来を見据え、特に人口減少に直面している西部地区の特徴を踏まえ、顕在化している問題又は顕在化が懸念される問題に対し、民間事業のノウハウの活用、新技術の導入など、新たな発想をもって地域の抱える問題の解決を図り、まちの持続性確保及び交流人口拡大に資する実践的な取り組みを補助する。</p> <p>第2 補助対象者 本市の区域内に住所を有する者により構成される次のいずれかの団体又はこれらの団体を構成員に含む共同事業体 (1) 町内会等の地域団体 (2) NPO等の市民活動団体 (3) 民間事業者（企業や営利を目的とする団体含む） (4) 大学等の教育機関 (5) 上記以外の民間事業主体 ※いずれも5名以上で組織されること</p> <p>第3 補助対象事業 本市の特定の西部地区を対象地域として行う「第1 制度趣旨」に適合する事業とする。ただし、次のいずれかに該当する場合は対象外とする。 (1) 特定の個人や個別団体のみが利益を受けるもの (2) 一時的なイベントなど、特定の期間にのみ行われるもの (3) 補助終了後において、事業の自立的継続性が期待できないもの (4) 公序良俗に反するもの (5) 法令、条例等に違反するもの</p> <p>第4 補助対象経費 具体的な対象経費の例は、以下のとおりとする。 (1) 事業設備・備品経費 (2) 広報・PR経費、プロモーション経費 (3) 既存施設改修等の事業拠点整備経費</p> <p>第5 経常的に必要となる経費に対する補助対象経費の上限 経常的に必要となる以下の経費については、当該経費が計上される1年度目はその全額を、2年度目は計上される当該経費の額に10分の8を乗じた額を、3年度目は計上される当該経費の額に10分の5を乗じた額を、それぞれ補助対象経費の上限とする。 なお、上記の上限の額に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。 (1) 事業運営のために経常的に必要となる人件費 (2) 事業実施のために継続して発生する拠点施設や事務所に係る土地建物の賃借料</p> <p>第6 補助対象としない経費 本補助金においては、以下の経費については、補助対象としない。 (1) 特定の個人や個別企業に対する給付経費及びそれに類するもの (2) 施設や設備の整備、備品購入自体を主目的とするもの (3) 団体内部の打合せでの飲食費 (4) その他事業に直接かかわらない経費</p>
---	---------------------	---

第7 補助金の額

補助対象経費の合計額の4分の3以内の額とし、一事業あたりの補助金の上限額（事業期間が複数年度にわたる場合を含む。以下同じ。）は、3,000万円とする。ただし、国、本市以外の地方公共団体又は外郭団体など他の補助制度の補助が受けられる場合には、補助対象経費から当該補助の額を控除して得た額の2分の1以内の額とする。

なお、上記の補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。

3	郊外住宅地まちづくりプロジェクト 調査・検証事業	<p>第1 補助対象者 本市の区域内に住所を有する者により構成される次のいずれかの団体又はこれらの団体を構成員に含む共同事業体 (1) 町内会等の地域団体 (2) NPO等の市民活動団体 (3) 民間事業者（企業や営利を目的とする団体含む） (4) 大学等の教育機関 (5) 上記以外の民間事業主体 ※いずれも5名以上で組織されること</p> <p>第2 補助対象事業 郊外住宅地まちづくりプロジェクト実践事業への移行を目指し、そのための事業性の検証、調査その他の検討を行う事業とする。ただし、次のいずれかに該当する場合は対象外とする。 (1) 特定の個人や個別団体のみが利益を受けるもの (2) 一時的なイベントなど、特定の期間にのみ行われるもの (3) 補助終了後において、事業の自立的継続性が期待できないもの (4) 公序良俗に反するもの (5) 法令、条例等に違反するもの</p> <p>第3 補助対象経費 具体的な対象経費の例は、以下のとおりとする。 (1) 事業構想・計画立案経費 (2) 外部人材招聘経費、その他人材確保等関係経費 (3) 市場調査経費（テストマーケティング等） (4) 試作、事業性実証経費 (5) 広報・PR経費、プロモーション経費</p> <p>第4 補助対象としない経費 本補助金においては、以下の経費については、補助対象としない。 (1) 特定の個人や個別企業に対する給付経費及びそれに類するもの (2) 備品購入自体を主目的とするもの (3) 団体内部の打合せでの飲食費 (4) その他事業に直接かかわらない経費</p> <p>第5 補助金の額 補助対象経費の範囲内の額とし、一事業あたりの補助金の上限額は、500万円とする。ただし、補助対象者が民間事業者単独又は民間事業者のみで構成される共同事業体の場合には、補助対象経費の合計額の10分の8以内の額とし、500万円を限度とする。 なお、上記の補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。</p>
---	-----------------------------	---

4	西部地区まちづくりプロジェクト 調査・検証事業	<p>第1 補助対象者 本市の区域内に住所を有する者により構成される次のいずれかの団体又はこれらの団体を構成員に含む共同事業体 (1) 町内会等の地域団体 (2) NPO等の市民活動団体 (3) 民間事業者（企業や営利を目的とする団体含む） (4) 大学等の教育機関 (5) 上記以外の民間事業主体 ※いずれも5名以上で組織されること</p> <p>第2 補助対象事業 西部地区まちづくりプロジェクト実践事業への移行を目指し、そのための事業性の検証、調査その他の検討を行う事業とする。ただし、次のいずれかに該当する場合は対象外とする。 (1) 特定の個人や個別団体のみが利益を受けるもの (2) 一時的なイベントなど、特定の期間にのみ行われるもの (3) 補助終了後において、事業の自立的継続性が期待できないもの (4) 公序良俗に反するもの (5) 法令、条例等に違反するもの</p> <p>第3 補助対象経費 具体的な対象経費の例は、以下のとおりとする。 (1) 事業構想・計画立案経費 (2) 外部人材招聘経費、その他人材確保等関係経費 (3) 市場調査経費（テストマーケティング等） (4) 試作、事業性実証経費 (5) 広報・PR経費、プロモーション経費</p> <p>第4 補助対象としない経費 本補助金においては、以下の経費については、補助対象としない。 (1) 特定の個人や個別企業に対する給付経費及びそれに類するもの (2) 備品購入自体を主目的とするもの (3) 団体内部の打合せでの飲食費 (4) その他事業に直接かかわらない経費</p> <p>第5 補助金の額 補助対象経費の範囲内の額とし、一事業あたりの補助金の上限額は、500万円とする。ただし、補助対象者が民間事業者単独又は民間事業者のみで構成される共同事業体の場合には、補助対象経費の合計額の10分の8以内の額とし、500万円を限度とする。 なお、上記の補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。</p>
---	----------------------------	---